

介護老人福祉施設利用契約書

____様（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人長瀬福祉会（以下、「事業者」といいます。）は、利用者に対して行う短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（以下、「短期入所」といいます。）について、次のとおり短期入所生活介護・介護予防契約（以下、「この契約」といいます。）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所を提供し、利用者が事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和____年____月____日から利用者の要介護・要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間中の利用期間は、【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書の3（以下、「重要事項説明書」といいます。）】のとおりです。
- 3 利用者は、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば「居宅介護サービス計画」・「介護予防サービス計画」を変更して短期入所の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断れません。
- 4 利用者は、原則として利用開始日の8時30分以降に入所し、利用終了日の17時30分までに退所するものとします。
- 5 利用者は、有効期間満了日から引き続いて次の要介護・要支援認定を受けたときは、その有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。

第3条（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画）

利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅介護サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」及び「介護予防サービス計画」に沿って「介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。事業者は、この「短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画」の内容を利用者及び利用者の家族に説明し、ご承諾を頂きます。

第4条（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容）

- 1 短期入所の提供場所は、特別養護老人ホームながとろ苑です。所在地及び設備の概要は、【重要事項説明書の1】のとおりです。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書の2】のとおりです。事業者は、【重要事項説明書の2】に定めた内容について、利用者及び利用者の家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、【重要事項説明書の3】に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、「短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 5 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- 6 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、短期入所の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者へサービス内容を説明します。利用者へ説明をした後、その控えを原則として利用者の希望により交付します。
- 2 利用者に同居の家族がいる場合は、事業者は、短期入所の実施終了後、実施したサービスの内容等を利用者の家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所の終了後2年間保管します。
- 4 利用者は、10時から15時にその事業所において、利用者自身に関する第3項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 5 利用者は、利用者自身に関する第3項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、事業者は交付に要する実費を利用者に請求します。

第6条 (料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書4】に定める利用者負担額を支払います。
- 2 事業者は、当月の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計金額を翌月の末日までに【重要事項説明書の5】のとおり支払います。
- 4 事業者は利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条 (入所開始前のサービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して入所開始予定日の前日17時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が入所開始日当日にサービスの中止を申し出た場合の取扱いについては、【重要事項説明書4】のとおりです。

第8条 (中途終了)

- 1 利用者は、事業者に対して当日8時30分までに申し出るにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、【重要事項説明書3】のとおりです。
- 3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

第9条 (契約変更)

- 1 事業者及び利用者は、文書で通知することによりこの契約の変更を相手方に申し入れることができます。
- 2 前項の申し入れについて申し入れの相手方が同意した時は、契約済みの契約書を変更し、お互いに取り交わします。
- 3 事業者及び利用者は、第2項による契約の変更を承諾しない場合、この契約は解約されたものとします。この場合文書にて通知します。
- 4 事業者は利用者に対して、介護保険関連法令の改正等による料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。この場合利用者へ文書で通知します。

第10条 (契約の終了)

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、2日間の予告期間をおきます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
- ② 利用者及び利用者家族が、事業者やサービス事業者又は他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

4 次の事由に該当した場合は、この契約は当該各号に定める日に終了します。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
・・・入所日の翌日
- ② 利用者の要介護・要支援認定区分が非該当（自立）と認定された場合
・・・非該当となった日
- ③ 利用者が死亡した場合
・・・死亡日の翌日

第11条（秘密保持）

1 事業者及び事業者の使用する者は、個人情報保護法を遵守し、サービス提供をする上で知り得た利用者及び利用者の家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者及び利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等の第三者に対して、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

ただし、サービス担当者会議等の情報提供については、【重要事項説明書の12】のとおりとする。

第12条（賠償責任）

1 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するに当たって、事業者及び事業者の使用する者等が故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。

ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくは事業者及び事業者の使用する者等の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額又は免除をすることができるものとします。

2 利用者は、施設において、故意や過失、もしくはこの契約上の利用者の注意義務に違反して、事業者及び事業者の使用する者等又は他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。

3 事業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡するとともに、あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡する等必要な処置を行います。

第14条（連携）

1 事業者は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供にあたり、利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員・地域包括支援センター及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

なお、第10条第2項に基づいて解約通知をする際は、事前に利用者の介護サービス・介護予防サービス計画を作成した介護支援専門員に連絡します。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を【重要事項説明書の11】のとおり設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第18条（契約者禁止行為）

利用者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 1 決められた場所以外での喫煙
- 2 サービス従事者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 3 その他決められた以外の物の持ち込み

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が書名押印の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<住所> 埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷428番地
<事業者名> 介護保険指定番号 埼玉県1174800332号
社会福祉法人 長瀬福社会
<代表者名> 板谷 定美 印

利用者

<住所>

<氏名>

印

利用者家族代表

<住所>

<氏名>

印

上記代理人（代理人を選定した場合）

<住所>

<氏名>

印

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

[令和6年8月1日現在]

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人長瀬福祉会
代表者役職・氏名	理事長 板谷 定美
本社所在地・電話番号	0494-69-2055
法人設立年月日	平成10年10月26日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	特別養護老人ホーム ながとろ苑
事業所番号	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (指定事業所番号1174800332)
所在地	〒369-1302 埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷428
電話番号	0494-69-2055
FAX番号	0494-66-0188
営業日及び営業日時間	営業時間 年中無休 受付時間 8時30分～17時30分（土・日・祝日関係無く）
利用定員	12名
送迎可能地域	長瀬町、皆野町の一部、寄居町の一部

(2) 当施設の設備の概要

定 員		12名	医務室	1室
居 来 室 型 別	4人部屋	2床	看護師室	1室
	2人部屋	2床	食堂	1室
	個室	0名	機能回復訓練室	1室
浴 室	一般浴槽と特別浴槽があります。		相談室	1室
			談話コーナー	3室

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	必要人数
管理者	従業者と業務の管理を行います。 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1人以上
生活相談員	生活相談、入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助を行います。	1.0以上
介護支援専門員	ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。	1.0以上

看護職員	利用者の健康状態の確認を行います。 利用者の病状が急変した場合に利用者の主治の医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	3.0以上
介護職員	必要な日常生活の世話及び介護を行います。	30.0以上
管理栄養士	栄養食事相談等の栄養管理を行います。	1.0以上

3 サービス内容

- ・ 食事の提供・・・・・・・・・・・・・・ 食事時間等は、次のとおりです。
朝食 7：30～ 8：30
昼食 11：30～ 12：30
夕食 17：30～ 18：30
以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。
原則、2階の食堂にてお取りいただきます。
- ・ 入浴（一般浴・機械浴）
- ・ 日常生活の世話
- ・ 送迎
- ・ 生活相談
- ・ 口腔機能向上
- ・ 健康管理
- ・ レクリエーション等

(3) サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意頂きたいことは、以下のとおりです。

- ① 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、出来る限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- ② 主治の医師から指示事項がある場合は申し出てください。

(4) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の事由で必要な場合は、利用者の家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。また、料金は、退所日までの日数を基準に計算します。

4 利用料、その他の費用の額

(1) 特別養護老人ホームの利用料

ア 基本利用料

基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、ご利用者の介護保険の負担割合に応じてご負担いただきます。

【併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）】（1日につき）

1日につき	介護度	サービス利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担額(3割)
併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）	要介護1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
	要介護2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
	要介護3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
	要介護4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
	要介護5	8,840円	884円	1,768円	2,652円
併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）	要支援1	4,510円	451円	902円	1,353円
	要支援2	5,610円	561円	1,122円	1,683円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	負担(1割)	負担(2割)	負担(3割)
利用者送迎加算	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合	184円/回	368円/回	552円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※ 1	介護福祉士の占める割合が60%以上いること	22円/日	44円/日	66円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※ 1	介護福祉士の占める割合が50%以上いること	18円/日	36円/日	54円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※ 1	看護・介護職員の常勤職員の占める割合が75%以上いること	6円/日	12円/日	18円/日
看護体制加算(Ⅰ)	正看護師を1名以上配置していること	4円/日	8円/日	12円/日
看護体制加算(Ⅱ)	24時間連絡できる体制をとり、入所者の数が25又はその端数を増す毎に1以上看護職員を配置していること	8円/日	16円/日	24円/日
看護体制加算(Ⅲ)(iv)	(Ⅰ)(Ⅱ)の要件に加え要介護度3以上の利用者の占める割合が70%以上であること	(Ⅲ)12円/日 (iv)23円/日	(Ⅲ)24円/日 (iv)46円/日	(Ⅲ)36円/日 (iv)69円/日

加算の種類	要件	負担(1割)	負担(2割)	負担(3割)
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	8円/回	16円/回	24円/回
夜勤職員配置加(Ⅰ) ※2	夜勤を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っていること	13円/日	26円/日	39円/日
夜勤職員配置加(Ⅲ) ※2	現行の要件に加え、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること	15円/日	30円/日	45円/日
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画にない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合	90円/日	180円/日	270円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動・心理症状が認められ、医師が必要と判断した場合	200円/日	400円/日	600円/日
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	基本利用料の14%	基本利用料の14%	基本利用料の14%
生活機能向上連携加算	i : 医療提供施設の理学療法士等が施設を訪問し、短期入所の事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別記の訓練計画を作成すること ii : 当該計画に基づき、訓練を実施すること	200円/月	400円/月	600円/月
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	i : 日常生活に支障を来すおそれのある認知症の者の占める割合が50%以上 ii : 専門的な研修の修了者を対象者の数に対し10増すごとに1を加えた数以上配置し、専門的なケアを実施していること	3円/日	6円/日	9円/日

注意 ※1の加算に関しては、同時に算定しません。どれか一つのみの加算となります。

※2の加算に関しては、要支援の方は算定しません。

(2) その他の費用等

負担限度額		所得区分	
市 町 村 民 税	世 帯 課 税 者	第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者
		第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下
		第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超120万以下
		第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額+合計所得金額が120万円超
第4段階（非該当）		本人が市町村民非課税で世帯員に市町村民税課税者がいる方 本人が市町村民税課税の方 配偶者が市町村民税課税の方（世帯が分離している配偶者を含む）	

利用者 負担段階	居住費（滞在費）				食費			合計	
	居 室 環 境	基準費 用額の 上限	負担限 度額	補足給 付額の 上限	基準費 用額の 上限	負担限 度額	補足給 付額の 上限	利用者負 担額	補足給付 額の上限
第1段階	多 床 室	915円	0円	915円	1,445円	300円	1,145円	300円	2,060円
第2段階		915円	430円	485円	1,445円	390円	1,055円	820円	1,600円
第3段階①		915円	430円	485円	1,445円	650円	795円	1,080円	1,340円
第3段階②		915円	430円	485円	1,445円	1,360円	85円	1,790円	630円
非該当		915円	915円	0円	1,450円	1,450円	0円	2,365円	0円

- 電気料金・・・・・・・・・・・・・電化製品を持ち込む場合（電化製品1台ごと）
月額1,500円（但し、1ヶ月未満の場合は日割り）
- 預り金出納管理費・・・・・・・・・・・・・事務室金庫で現金・通帳などを管理した場合
月額1,500円（但し、1ヶ月未満の場合は日割り）
- 日常生活費・・・・・・・・・・・・・利用者の希望により提供する日常生活上必要な費用として、
実費をご負担していただきます。

(3) 入所開始前のサービスの中止

利用者が入所開始日当日にサービスの中止を申し出た場合キャンセル料をいただきます。利用者の様態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合を除きます。

キャンセル料 500円/1回

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月20日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ① 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・現金払い …ながとろ苑事務室までお支払いください。
 - ・振込み …指定します口座までお支払いください。
 - ・口座振替 …取扱い金融機関の口座より振替します。
取扱い金融機関【埼玉りそな銀行（全支店）・農協（長瀬支店）・郵便局（全国）】
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）。

6 料金の変更等

◎介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明をします。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治医師への連絡を行うなどの措置を講じるとともに身元引受人または家族、居宅介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	— —
緊急連絡先① (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	— —
緊急連絡先② (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	— —

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 保険名：介護保険 社会福祉事業者総合保険

9 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火責任者）をおき、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者 : 吉川 敬哉

- (2) 非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、定期的に職員に周知します。

(3) 定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

10 施設利用にあたっての留意事項

◎ 生活上の決まり

○ 起床・消灯時間

起床時間は、午前7時、消灯時間は午後9時とします。

TVやラジオ等の使用は午前7時から午後8時までとさせていただきます。

○ 面会（基本、ご自宅へ帰られるため、面会は行っていません）

面会は午前9時から午後8時までとします。

面会者は、面会簿に記入し、介護職員室に寄ってから面会してください。

生鮮食料品、酒類の持込みは禁止します。

食品の持込みは、事故につながる危険があることから、原則禁止します。

○ 電話の取次ぎ

電話の取次ぎ時間は、午前9時から午後5：30分までとします。

ただし、介助中、入浴中、静養中などの場合は、取次ぎ出来ない場合もあります。なるべく午前11時頃もしくは夕方5時頃をお願いします。

○ 洗濯

原則、施設内の洗濯機、乾燥機を用いて介護職員が行います。

◎ 持ち物について

○ 別紙参照ください。

○ 金銭及び貴重品について

入所者本人又は身元引受人の依頼により、ながとろ苑でお預かりいたしますが、預り金は最小限としてください。その場合、依頼人の要請があれば、速やかに状況を報告します。本人がお持ちの金銭におけるトラブルに関しては責任を負いかねます。

○ 携帯電話

基本、携帯電話の持ち込みは禁止させていただきます。何らかの事情で携帯電話を持ち込んだ場合、破損、紛失等に関して当苑では一切の責任を負いかねます。また、使用する場合はご自身の居室スペースのみとさせていただきます。

当苑での携帯電話の使用ルールに反した場合、携帯電話を家族へ返却させていただきます。また盗撮、誹謗中傷等、当苑や入所者様に被害をもたらす行為があった場合はその場で退所していただく場合があります。

ので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

◎ 居室について

居室替えを行うことがあります。

居室内での火気の使用は厳禁とします。

居室は、カーテン内が自分のスペースです。お互いにプライバシーに配慮して使用してください。

◎ご契約者及び身元引受人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す、当苑の規約や方針に従えない等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で契約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

*サービス利用にあたっての禁止行為

1. 職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為

3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

◎ 備品等について

備品を故意又は重大な過失により破損した場合は、弁償を求めることがあります。

1 1 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、生活相談員か下記窓口までお申し出ください。

(2) 苦情相談窓口

苦情受付担当者電話番号	担当者 熊木 智章 ・ 宇田川幸代		
受付時間	0494-69-2055 午前9時から午後4時まで		
苦情解決責任者	板谷定美・高橋克幸		
第三者委員電話番号	南 昭 0494-66-2294	岩田 洋 66-3198 中川 昇 66-0228	

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

長瀬町 健康福祉課	0494-66-3111
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

(3) 福祉施設サービスの第三者評価

第三者評価は実施していません。

1 2 サービス担当者会議等の情報提供の包括的同意

秘密の保持については、利用者のサービス向上のため、サービス担当者会議等において利用者及び利用者の家族に配慮しつつ、必要最低限の個人情報の提供を用いることがあります。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、下記利用者様に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷428番地
法人名 社会福祉法人 長瀬福祉会
管理者名 施設長 高橋 克幸 印

説明者

事業所名 特別養護老人ホーム ながとろ苑
氏名 相談員 宇田川 幸代 印

私は、契約書及び本書面により、上記事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、同意します。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印